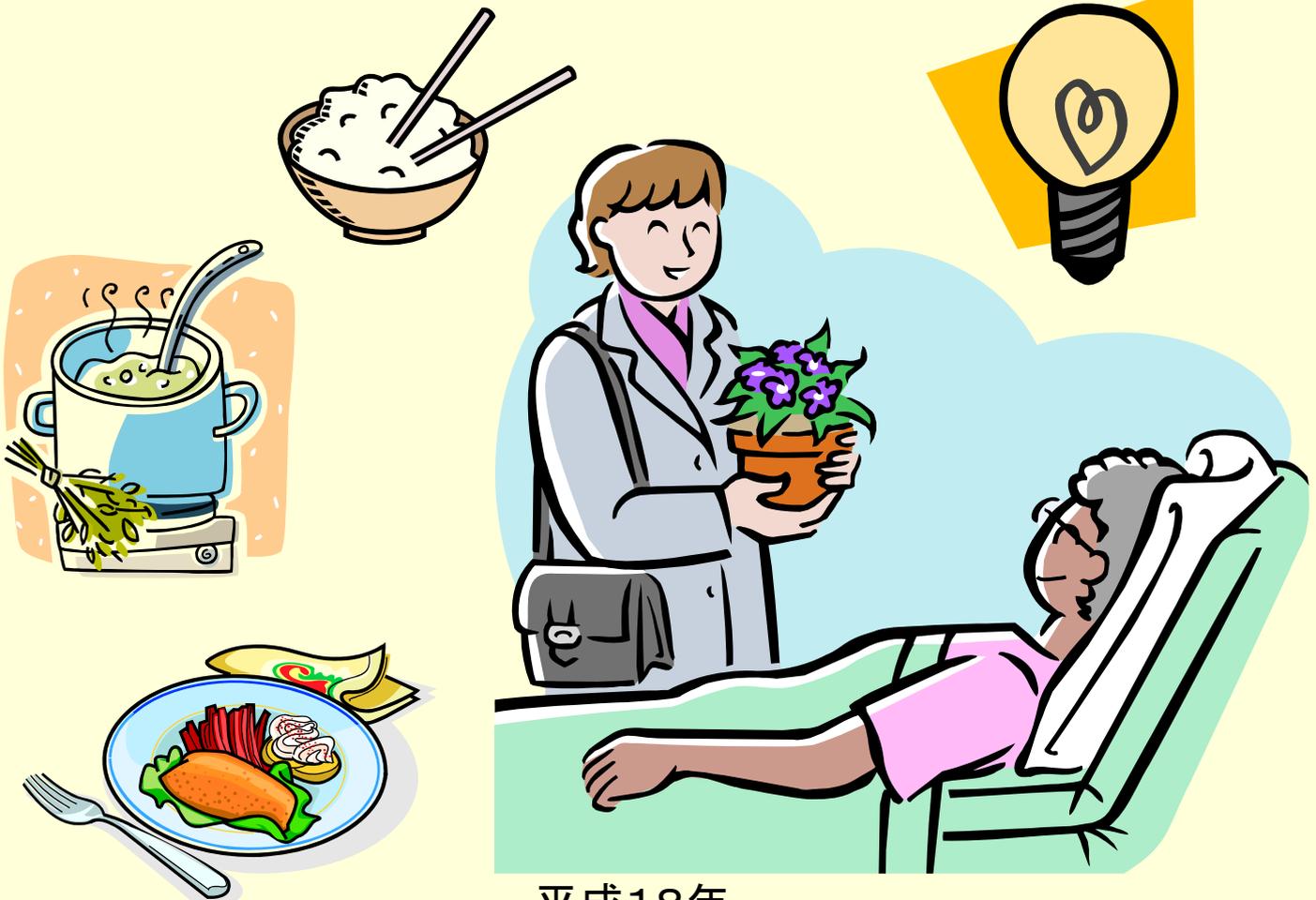


# 医療制度改革の一環として

平成18年10月1日から療養病床に入院する高齢者の入院時の食費の負担額が変わり、新たに居住費（光熱水費）の負担が追加されます



平成18年  
厚生労働省

◎ 平成18年10月1日から、健康保険法等の規定に基づいて、療養病床に入院する70歳以上の方（65歳以上の老人医療受給対象者を含む。）の食費の負担額が変わるとともに、新たに居住費（光熱水費）の負担が追加されます。

ただし、難病等の入院医療の必要性の高い方の負担額は、変更前の額に据え置かれます。（居住費の負担はありません。）

区 分		変更前 (食費のみ)	変更後
① 一般の方	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している方	1食につき 260円	(食 費)1食につき460円 (居住費)1日につき320円
	入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している方		(食 費)1食につき420円 (居住費)1日につき320円
②	市町村民税非課税の世帯に属する方等(③、④以外の方)	1食につき 210円 〔過去1年間の入院日数が90日超の場合 160円〕	(食 費)1食につき210円 (居住費)1日につき320円
③	②のうち、所得が一定の基準に満たない方等(④以外の方)	1食につき 100円	(食 費)1食につき130円 (居住費)1日につき320円
④	②のうち、老齢福祉年金を受給している方		(食 費)1食につき100円 (居住費)1日につき 0円

- ・上記の②から④までに該当する方は、加入している医療保険の保険者（老人保健は居住地の市町村）の発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口提出することにより、減額が受けられます。
- ・患者の方が支払う負担額は、医療保険の保険者（老人保健は居住地の市町村）から医療機関に支払われる食費に係る費用などから差し引かれるため、今回の見直しによって医療機関の収入が変わるものではありません。
- ・詳しくは、加入している医療保険の保険者（老人保健は居住地の市町村）までお問い合わせください。



# 制度見直しの背景

- 国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくために、医療制度改革を進めていく必要があります。本年6月に健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が国会で成立したところです。
- 今回の医療制度改革において、医療費適正化の一環として、平成18年10月から、医療保険が適用される療養病床に入院する70歳以上の方（65歳以上の老人医療受給対象者を含む。）の食費及び居住費の負担の見直しを行うこととされています。また、平成20年4月からは、65歳以上の方が負担の見直しの対象となります。
- これは、平成17年10月から、介護保険が適用される療養病床に入院する方の食費及び居住費の負担の見直しが行われていることを踏まえ、医療保険が適用される療養病床に入院する方のうち、難病等入院医療の必要性が高い患者以外の方について、原則として介護保険と同水準の食費及び居住費のご負担を求めるものです。
- また、見直しに当たっては、低所得者については所得に応じて負担の軽減を図るほか、入院医療の必要性の高い方については、現行どおりの負担額に据え置くこととしています。

(参考)

## 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担に関する 制度改正について

### 1 食費及び居住費の負担の見直しの概要

(対象者)

平成18年10月以降 療養病床に入院する70歳以上の高齢者（65歳以上の老人医療受給対象者を含む。）

平成20年4月以降 療養病床に入院する65歳以上の高齢者

(負担額)

①食費 食材料費及び調理コスト相当を負担（月額約4.2万円）

②居住費 光熱水費相当を負担（月額約1.0万円）

※介護保険と  
同じ水準

※ 一般所得(入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関の場合)  
かつ難病等の者でない場合の月額負担額

※ 現行は食材料費相当を負担（月額約2.4万円）

### 2 所得の状況をしん酌して負担額が軽減される者

<低所得者の負担額>

低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯） - 約3.0万円

低所得者Ⅰ②（年金受給額80万円以下等） - 約2.2万円

低所得者Ⅰ①（老齢福祉年金受給者） - 約1.0万円

※介護保険と同じ水準

### 3 病状の程度、治療の内容をしん酌して負担額が軽減される者

入院医療の必要性の高い患者（\*）の負担については、現行の食費の負担額と同額の負担額とする。

- \* {
- ・ 診療報酬上の医療区分2又は3の患者（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の患者）
  - ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料、入院日数14日以内の期間に係る診療所老人医療管理料又は短期滞在手術基本料2を算定する患者
- }